（案）

資料２－２

**みんなで創るバリアフリーの街づくり**

～県民会議からの提案～

目　　　　次

[１　バリアフリーを取り巻く状況 1](#_Toc1134810)

[（１）国の動向等 1](#_Toc1134811)

[（２）社会情勢の変化について 2](#_Toc1134812)

[２　県民会議・提案書について 3](#_Toc1134813)

[（１）目的 3](#_Toc1134814)

[（２）第一期提案書作成時の提案策定の流れ 3](#_Toc1134815)

[（３）第一期提案書作成時の県民意見の整理と集約、提案内容 5](#_Toc1134816)

[３　提案書の見直しにあたって 7](#_Toc1134817)

[（１）県民ニーズ調査の考察 7](#_Toc1134818)

[（２）見直しの趣旨 8](#_Toc1134819)

[（３）県民意見の収集について 8](#_Toc1134820)

[（４）今後の検討課題と提案内容 12](#_Toc1134821)

[４　提案内容の詳細 14](#_Toc1134822)

[（１）バリアフリー教育の充実 14](#_Toc1134823)

[（２）多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進 15](#_Toc1134824)

[（３）安心して出かけられる「街」の実現を目指して 17](#_Toc1134825)

[（４）条例適合率・遵守率向上に向けた取組み 19](#_Toc1134826)

[（５）施設の計画段階における関係者の参画 20](#_Toc1134827)

平成31年3月

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議

# 提案にあたって

県民意見では、高齢者や障がい者等の方にとって、未だ社会の中にバリア（障壁）が存在するため、バリア（障壁）を取除いていくことの必要性を問うものがある。

このため、本提案では、「ユニバーサルデザイン」に基づくすべての人々が暮らしやすい社会づくりを目標とするが、具体の事業においては、「バリアフリー化」「バリアフリー教育」といった表記も併用する。

* 「バリアフリーの街づくり」とは

障がい者、高齢者、妊産婦、乳幼児連れの方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、及び社会に参加できる街づくりのこと。

県では、少子高齢化の進行やユニバーサルデザインに関する意識の高まりなど、社会状況の変化に対応するため、平成２０年１２月に「みんなのバリアフリー街づくり条例」として改正を行っている。

* 「ユニバーサルデザイン」とは

製品や建物、環境を障がい、年齢、性別、国籍など、人がもつそれぞれの違いを超えて、あらゆる人が利用できるように、はじめから考えてデザイン（計画、設計）すること。

ユニバーサルデザインとバリアフリー（神奈川県ユニバーサルデザイン指針より抜粋）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | ユニバーサルデザイン | バリアフリー |
| 定義 | はじめから使いやすい（バリアがない）ようにすること（バリアがないことが前提） | ハードや整備などの既存のバリアを取除くこと（バリアがあることが前提） |
| 対象 | 性別、年齢、国籍、障害の有無にかかわらず、すべての人々が利用できるように整備する（対象は不特定） | 主に高齢者、障害者等の利用を念頭において整備する。（対象は特定） |
| 具体的な事例 | ○みんなのトイレの設置（高齢者、障害者だけでなくだれもが利用できる。）○幅の広い歩道や段差のない歩道の整備（はじめから段差等のバリアがなくだれもがあるきやすい） | ○車いす対応トイレの設置（車いすの方の利用を想定している）○歩道の拡幅や段差を解消するための整備（既にある段差等のバリアを取り除く） |

「心のバリアフリー」という言葉には様々な定義があるが、本提案では内閣官房「ユニバーサルデザイン2020行動計画」での定義を用いることとする。

* 「心のバリアフリー」とは

様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと。

（内閣官房『ユニバーサルデザイン2020 行動計画』より抜粋）

# １　バリアフリーを取り巻く状況

## （１）国の動向等

ア　「障害者の権利に関する条約」の批准（平成26年）

国は、平成26年１月に、障がい者の人権や基本的自由の享有を確保し、障がい者の固有の尊厳の尊重を促進するため、障がい者の権利を実現するための措置等について規定した国際条約である「障害者の権利に関する条約」を批准した。

イ　「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の施行（平成28年）

平成28年４月に施行された障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下、「障害者差別解消法」という。）では、全ての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため、行政機関等や民間事業者に対し、障がいを理由とする不当な差別的取扱いを禁止するとともに、障がいのある人が直面する社会的障壁を除去するため、本人の求めに応じて合理的配慮を行うことを求めている。

これらの条約や法律では、障がいは社会に原因（社会的障壁）があり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」の考え方が反映されている。

|  |
| --- |
| ※　合理的配慮障がいのある方から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を求める意思の表明があった場合には、負担が重すぎない範囲で対応することを役所や事業者に求めているもので、障害者差別解消法に位置付けられた考え方である。 |

ウ　「ユニバーサルデザイン2020行動計画」のとりまとめ（平成29年）

東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、「東京2020大会」という。）を契機とした共生社会の実現に向け、様々な障がい者団体等の参画を得て平成29年２月に閣議決定された計画である。国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等、個人の行動に向けて働きかける取組み（心のバリアフリー分野）と、ユニバーサルデザインのまちづくりを推進する取組み（街づくり分野）の２分野からなる。

|  |
| --- |
| ※　「心のバリアフリー」の考え方　　ユニバーサルデザイン2020行動計画で取り組む「心のバリアフリー」とは、様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うことである。そのためには、一人一人が具体的な行動を起こし継続することが必要である。各人がこの「心のバリアフリー」を体現するためのポイントは以下の3点である。①　障害のある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル」を理解すること。②　障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供）を行わないよう徹底すること。③　自分とは異なる条件を持つ多様な他者とコミュニケーションを取る力を養いすべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。（内閣官房『ユニバーサルデザイン2020 行動計画』より抜粋） |

エ　「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の改正（平成30年）

　東京2020大会を契機として、更なるバリアフリー化を推進するため、交通事業者等による取組の推進や、市町村が行う地域のバリアフリー化の促進等を目的として「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律の一部を改正する法律」が平成30年11月に施行された。

オ　その他の国の取組み

（ア）「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材（内閣官房）

内閣官房では、「心のバリアフリー」取組を進めるための教材として、９つの障害者団体等の関係者や学識経験者、民間企業の参画を得て、「心のバリアフリー」を学ぶアニメーション教材を平成29年度に作成しました。（内閣官房ホームページより抜粋）

（イ）「心のバリアフリー」に向けた汎用性のある研修プログラム（内閣官房）

内閣官房では、障害者団体等の関係者や学識経験者、民間企業の参画を得て、「心のバリアフリー」を学ぶための集合研修のプログラムのひな型として「汎用性のある研修プログラム」を平成28年度に作成しました。（内閣官房ホームページより抜粋）

（ウ）「交通事業者向け接遇ガイドライン」の作成（国土交通省）

　　高齢者や障害者等に対する交通事業者による統一された一定水準の接遇を確保すべく、交通モード毎の特性や様々な障害の特性等に対応した「交通事業者向け接遇ガイドライン」を作成しました。（国土交通省ホームページより抜粋）

## （２）社会情勢の変化について

ア　人口減少と少子化・高齢化

本県における総人口は、2015（平成27）年に約913万人であるが、2020（平成32）年までの間には減少していくと予測されている。

また、人口推計を年齢構成別にみると、年少人口（０～14歳）は、2040（平成52）年には、2015（平成27）年から約28％（32万3千人）減少し、生産年齢人口（15～64歳）も約20％（113万7千人）減少するものと見込まれる一方で、老年人口（65歳以上）は、約35％（76万1千人）増加すると予測されている。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年 | 1975(昭和50) | 2005(平成17) | 2010(平成22) | 2015(平成27) (a) | 2020(平成32) | 2025(平成37) | 2040(平成52) (b) |  |  |
| 増減数(b-a=c) | 増減率(c/a) |
| 総人口 | 6,398 | 8,792 | 9,048 | 9,126 | 9,141 | 9,070 | 8,541 | -585 | -6.4% |
| 65歳以上(　)：割合 | 337(5.3%) | 1,480(16.8%) | 1,820(20.1%) | 2,158(23.6%) | 2,356(25.8%) | 2,424(26.7%) | 2,868(33.6%) | 710 | 32.9% |
| 15～64歳(　)：割合 | 4,425(69.2%) | 6,088(69.2%) | 5,989(66.2%) | 5,744(62.9%) | 5,693(62.3%) | 5,618(61.9%) | 4,757(55.7%) | -988 | -17.2% |
| ０～14歳(　)：割合 | 1,632(25.5%) | 1,185(13.5%) | 1,188(13.1%) | 1,141(12.5%) | 1,092(11.9%) | 1,028(11.3%) | 917(10.7%) | -224 | -19.6% |

（単位：千人）

イ　障がい者数の推移

障がい者数は年々増加し、2016（平成28）年度には、身体障がい者が27万人、知的障がい児者が６万７千人、精神障がい者が７万４千人となっており、県民総数（914万４千人：2017（平成29）年４月１日現在）に占める割合は約4.5％（41万１千人）となっている。

障がい者数の推移



注　県福祉子どもみらい局調べ（各年度３月末日現在）

年度

# ２　県民会議・提案書について

## （１）目的

少子高齢化の進行、ユニバーサルデザインに関する意識の高まり、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」の制定など、社会状況の変化に的確に対応するため、平成20年12月に、「福祉の街づくり条例」を改正し、名称も新たに「みんなのバリアフリー街づくり条例」とした。

この改正では、新たに、県民・事業者・行政が、それぞれの責務（第３～５条）を踏まえて、協働※してバリアフリーの街づくりの取組みを進めること（第６条）、障がい者等の意見を施策に反映（第８条）させることや、施策を適時に、かつ適切な方法により検討を加える（第９条）ことを条例に盛り込み、実効性ある条例とすることとしている。

そこで、こうした改正条例に基づき、バリアフリーの街づくり施策に障がい者等の意見を反映するため、県民から幅広く意見を収集し、これを踏まえた取組みを検討する仕組みとして、平成22年10月に、障がい者等団体及び関係団体、事業者団体、学識経験者、県民からの公募委員から構成される「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議」（以下、「県民会議」という。）を設置した。

## （２）第一期提案書作成時の提案策定の流れ

第一期（平成22年10月から平成24年９月）となる県民会議では、県民意見を収集し、これらを踏まえ、行政や事業者だけでなく県民も含め協働した取組みを提案・発信すべく議論を行った。

具体的には、幅広く集められた県民意見について、「ハード整備」「ソフト面」「普及啓発」「優良事例」に区分し、現状・対応状況を整理した上で、「時宜にかなったもの」「広域アピールが可能なもの」「心のバリアフリーを広く訴え、ユニバーサルデザインの推進につながるもの」といった視点から、具体的な提案が可能な形に整理、グループ化した。

その結果、グループ化された提案ごとに、県民、事業者、行政が協働して取り組むべきことをまとめ、バリアフリーの街づくりの推進につなげることとした。また、本提案の中では、県民会議構成員の団体や事業者からの取組事例を紹介し、行動や実践方法を明確化している。

【「県民会議からの提案」策定の流れ】

分類

ハード整備

災害対応含む

ソフト面

災害対応含む

普及啓発

優良事例

確認

現状・対応状況整理

まとめ

発信

区分

提案

論点の集約

協働した取組みの提案

行動・実践→点検

※協働：共通の目標に向かって県民、事業者、行政が相互に連携し、主体的に取り組むこと

## （３）第一期提案書作成時の県民意見の整理と集約、提案内容

県民意見：計177件 37件(H22.11.15～H23.1.20)+140件(H23.1.20～H23.12.7)

| 分類 | 項目 | 主な意見 | 主な現状・取組み提案すべき内容のグループ化・個別具体的な提案内容の検討 |
| --- | --- | --- | --- |
| ハード整備 | 道路 | 歩道段差・傾斜・凹凸解消、電柱地中化、自転車道・歩道の区分、点字ブロック設置等 | ・条例基準に基づく整備推進(歩車道の段差2cm標準)・道路パトロール等の実施 |
| 交差点・横断歩道 | 歩道橋・地下道から横断歩道化、※エスコートゾーン設置、音響信号機の改善等 | ・交通状況等を勘案し整備・エスコートゾーン整備に向けた調査実施中 |
| 施設 | トイレ構造・設置場所拡充、エレベーター構造・設置位置の見直し、エスカレーター案内、出入口段差解消、案内の改善、階段構造の改善等 | ・条例基準に基づく整備推進・JIS高齢者・障害者配慮設計指針により規格化・ガイドライン作成やアドバイザー派遣実施 |
| 公共交通機関 | 鉄道駅の転落防止、案内の改善、バス乗降口の改善等 | ・※ホームドア整備に向けた検討 |
| 災害関係 | 計画停電時のエレベーター・音響信号利用、避難所の案内・トイレ・情報提供等 | ・災害時における要援護者支援マニュアル作成指針などによる市町村支援 |
| 制度整備 | みんなのトイレの大人用ベッド整備 | ・乳幼児用ベッドは整備基準に追加 |
| その他 | 電気自動車の静音対応、施設整備時に当事者意見聴取 | ・施設整備時の助言者として障がい当事者サポーター養成 |
| ソフト面 | 制度整備 | 点字ブロック上の障害物撤去、歩道上に自動車駐車、障害者用駐車場の利用方法、病院・官公庁での手話通訳設置等 | ・心のバリアフリー普及啓発(点字ブロック上障害物、身体障害者用駐車区画利用)・市町村実施の地域生活支援事業で手話通訳派遣 |
| ハード運用 | 音響信号機の鳴る時間帯延長、エレベーター、バス利用時のアナウンス方法等 | ・利用者、付近住民の相互理解のため交差点ごとに調整・統一アナウンス基準なし |
| 災害関係 | 節電による弱視・温度調整困難者対応、災害発生時の障がい者窓口、聴覚障がい者の情報保証等 | ・東京電力との情報・意見交換会で的確な需要見通しによる計画停電回避、実施時には障がい者への配慮等要請 |
| 普及啓発 | 学校教育 | 障がい者理解、施設等体験等 | ・心のバリアフリー普及啓発(障がい者体験等)・バリアフリー表彰で顕彰・建築士向け研修 |
| 学校教育以外 | 建築士への研修、障がい者との食事体験、障がい者理解等 |
| 優良事例 | ハード関連 | 川崎地下街の改善、歩道のない道路での着色、バリアフリー表彰事例等 | ・バリアフリー表彰で顕彰・事例周知 |
| ソフト関連 | 住民によるまち点検で通学路・段差などの改善、マタニティマークによる席譲り、バリアフリー表彰事例等 | ・バリアフリー表彰で顕彰・事例周知 |

※エスコートゾーン:視覚障がい者が安全に最短距離で横断歩道を渡ることができるように横断歩道の中央付近に敷設した突起体（点字ブロック）のこと

※ホームドア: ホームからの転落や列車との接触事故防止のため、プラットホームの線路に面する部分に設置される、可動式の開口部を持った仕切り

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 普及啓発、県民運動として重点化を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (1) バリアフリー教育の充実～障がい者理解やバリアフリーの必要性、思いやりの心を自然に身につける教育の充実～ | * 小中学生向けバリアフリー教育の充実
 |
| * 高校におけるバリアフリー教育モデル事業の実施
 |
| * 地域での自発的なバリアフリー教育の実施（地域の絆やコミュニティの再生）
 |
| * 協力と連携の包括協定を活用した事業者との協働事業の実施
 |
| (2) 多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進～障がい当事者の相互理解を越え、多様な人が住むのが当然の街づくり～ | * 障がい当事者間の課題の相互理解、点字ブロック上の障害物撤去
 |
| * 障害者用駐車場の利用方法
 |
| * 街中のトイレの情報提供やオープン利用に取り組むＮＰＯ法人との協働事業
 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ハード整備等、一定時間を要するが、可能な範囲で推進を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (3) 安心して出かけられる「街」の実現を目指して～日常的な危険回避から、災害発生時にも移動や社会参加が確保される街へ～ | * バリアフリー関連情報充実
 |
| * 駅、道路等の安全な移動経路の確保
 |
| * 災害時を見据えた安全なハード運用の確保と情報保障
 |
| * バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備
 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 既存の制度の見直しや活用などにより推進を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (4) 条例適合率・遵守率向上に向けた取組み～条例の実効性を高め、遵守させる仕組みづくり～ | * 整備基準の見直し、制度面を含めた事業者等の動機付け向上策検討
 |
| (5) 施設の計画段階における関係者の参画～障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点からの「みんなのための施設整備」～ | * 公的な施設整備での率先的な取組み
 |

# ３　提案書の見直しにあたって

## （１）県民ニーズ調査の考察

県では、県民の意識・価値観などの変化や、多様化する生活ニーズを的確に把握し、その結果を施策に反映するため、毎年度「県民ニーズ調査」を実施している。

調査の中から提案書作成当初の平成24年と平成29年の結果を比較する。

ア　「高齢者や障がい者がくらしやすい住宅の整備やまちづくりがされていること」が「満たされている」との回答の割合は平成24年度の調査では7.3％であったが、平成29年度の調査では6.2％であった。

イ　「鉄道や道路、建物がバリアフリー化され、誰もが安心して移動・利用できるよう、みんなが助け合う、人にやさしいまちになっている」が「そう思う」との回答の割合は平成24年度の調査では24.2％であったが、平成29年度の調査では23.7％であった。

## （２）見直しの趣旨

第一期となる県民会議で、平成24年に提案書を策定した後、第二期（平成24年10月から平成27年３月）、第三期（平成27年４月から平成29年３月）に構成団体を中心に本提案に基づいた取組みを進めるとともに、県民理解に向けた情報発信や、取組み成果のモニタリングを通じた提案内容の検証などにより、取組みを支援してきた。

このたび、提案書の策定から５年が経過し、バリアフリーを取り巻く状況にも変化が生じていることなどから、第四期（平成29年４月から平成31年３月）となる県民会議ではバリアフリーの街づくりの進捗状況を把握するとともに、提案内容の見直しを行った。

## （３）県民意見の収集について

見直しにあたっては、まず、県民会議にて取組みテーマごとの達成度合い・課題等について、議論を行い、検討課題案をまとめた。その後の調整部会では、検討課題案に対して今後必要なことを議論し、それらについて県民がどのように思っているかアンケートによる意見収集を行うこととした。

また、併せてバリアフリーの街づくりの進捗状況の把握のため、県民の意識調査についても意見収集することとし、アンケートを作成した。アンケートは平成30年10月から平成31年２月に実施し、○○件の回答が集まった。各項目の結果及び考察は以下のとおり。

※　第３回調整部会（～H31.2.18）時点の結果を仮記載（資料１－１）

　　２月下旬～３月上旬で最終的に集まった結果により記載予定。

１．現在の状況に係るアンケート

・　以前と比較したバリアフリーに関する印象についてのアンケートであるが、全ての項目の社会の状況については「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が概ね５割～７割となっている。一方、地域の状況については「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が４割～５割程度となっている。

・　（１）～（３）については社会の状況の方が「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の割合が多く、特に（１）（２）については、概ね20％の差が生じている。一方（４）については地域と社会の状況に大きな差は見られなかった。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | 地域の状況 | 社会の状況 |
| （１）バリアフリー全般に対する理解 | 進んでいる　　　　 4％やや進んでいる　　40％（小計）　　　　　44％※　変化はない　　40％ | 進んでいる　　　　 7％やや進んでいる　　56％（小計）　　　　　63％※　変化はない　　26％ |
| （２）施設整備のバリアフリー化 | 進んでいる　　　　 6％やや進んでいる　　46％（小計）　　　　　52％※　変化はない　　38％ | 進んでいる　　　　 8％やや進んでいる　　64％（小計）　　　　　72％※　変化はない　　20％ |
| （３）障がい者、高齢者等の外出しやすさ | 進んでいる　　　　 7％やや進んでいる　　36％（小計）　　　　　43％※　変化はない　　45％ | 進んでいる　　　　 8％やや進んでいる　　42％（小計）　　　　　50％※　変化はない　　41％ |
| （４）心のバリアフリー（※） | 進んでいる　　　　 8％やや進んでいる　　42％（小計）　　　　　50％※　変化はない　　41％ | 進んでいる　　　　 8％やや進んでいる　　42％（小計）　　　　　50％※　変化はない　　41％ |

（※）様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと

２．社会状況の変化や新たな取組みに関するアンケート

・　提案書作成時以降の事柄についてのアンケートだが、「声かけ・サポート」運動については６割以上の回答者が言葉の意味を知っていたが、そのほかの単語については５割以上の回答者が言葉の意味を知らないという結果であった。しかしながら、どの言葉についても今後の進捗については７割以上の回答者が「積極的に進めたほうがよい」と考えており、また、言葉の周知が必要であるという意見が多く寄せられた。

・　「合理的配慮」については、「合理的」の考え方を整理、周知する必要があるという意見も挙がった。

・　「障がいの社会モデル」については、言葉自体の意味がわかりにくいとの意見が目立った。

・　「インクルーシブ教育」について、多くの選択肢を与える教育法を支持する意見も寄せられた。

・　「声かけ・サポート」運動については、声を掛けられる側についての意見（怒らないでほしい等）も寄せられた。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
|  | （１）言葉の意味 | （２）今後の推進について |
| 問２－１合理的配慮 | 知っていた　　41％知らなかった　59％ | 積極的に進めた方がよい　88％現状で十分である　　　　10％その他　　　　　　　　　２％ |
| 問２－２障がいの社会モデル | 知っていた　　29％知らなかった　71％ | 積極的に進めた方がよい　86％現状で十分である　　　　10％その他　　　　　　　　　３％ |
| 問２－３インクルーシブ教育 | 知っていた　　28％知らなかった　72％ | 積極的に進めた方がよい　75％現状で十分である　　　　19％その他　　　　　　　　　６％ |
| 問２－４「声かけ・サポート」運動 | 知っていた　　62％知らなかった　38％ | 積極的に進めた方がよい　87％現状で十分である　　　　11％その他　　　　　　　　　２％ |

３．現在の進捗状況と今後の取組みに関するアンケート（提案書の進捗状況について）

・　問３－１は現在の提案書の進捗状況を尋ねたものである。

・　「（１）バリアフリー教育の充実」については全体では「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が５割程度となっている。

・　「（２）多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進」については４割程度となっている。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）バリアフリー教育の充実 | 進んでいる　　　　　５％やや進んでいる　　　46％（小計）　　　　　　51％※　変化はない　　　41％ |
| （２）多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進 | 進んでいる　　　　　４％やや進んでいる　　　36％（小計）　　　　　　40％※　変化はない　　　53％ |

・　（３）安心して出かけられる「街」になっているか」との問いについては「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が３割程度であり、前述の「（１）バリアフリー教育の充実」「（２）多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進」よりも低い。なお、（３）の質問の小項目の結果を見ると、「②駅舎、道路、公共交通機関等のバリアフリー化」、「④商業施設、福祉施設、学校等の多くの方が利用する施設のバリアフリー化について」については「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が５割～６割であるのに比べ、「①マップなどのバリアフリー関連情報の充実について」については、「進んでいる」、「やや進んでいる」という回答の小計が２割程度と低い結果となっている。

|  |  |
| --- | --- |
| （３）安心して出かけられる「街」になっていると思うか。 | 進んでいる　　　　２％やや進んでいる　　29％（小計）　　　　　31％※　変化はない　　48％ |
| （３）①マップなどのバリアフリー関連情報の充実について | 進んでいる　　　　２％やや進んでいる　　21％（小計）　　　　　23％※　変化はない　　54％ |
| （３）②駅舎、道路、公共交通機関等のバリアフリー化の推進について | 進んでいる　　　　５％やや進んでいる　　46％（小計）　　　　　51％※　変化はない　　36％ |
| （３）③災害時を見据えたハード整備（分かりやすい案内板など）や、高齢者や障がい者等の要配慮者への災害時の支援体制の整備について | 進んでいる　　　　２％やや進んでいる　　30％（小計）　　　　　32％※　変化はない　　46％ |
| （３）④商業施設、福祉施設、学校等の多くの方が利用する施設のバリアフリー化について | 進んでいる　　　　３％やや進んでいる　　51％（小計）　　　　　54％※　変化はない　　39％ |

・　（４）では神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例を知っているか尋ねたが、「知っている」と答えた回答者は３割程度であった。

・　「（５）施設整備の際、障がい当事者の参加（意見の反映）」については、「やや進んでいる」の回答が３割に満たず「変化はない」の回答が５割を超えていた。

|  |  |
| --- | --- |
| （５）施設整備の際、障がい当事者の参加（意見の反映）が進んでいると思うか。 | 進んでいる　　　　２％やや進んでいる　　24％（小計）　　　　　26％※　変化はない　　55％ |

・　問３－２はこれからの取組みについて尋ねたものであるが、全ての項目について８割以上が「積極的に進めた方がよい」という回答であった。ただし、進める上での課題において、様々な障がいへの個々の対応の難しさ、財政上の問題等が挙げられた。

|  |  |
| --- | --- |
| （１）児童・生徒だけでなく、大人や地域の人にもバリアフリー教育を進めることについて | 積極的に進めた方がよい　93％現状で十分である　　　　６％その他　　　　　　　　　１％ |
| （２）建築や保健医療の専門家に、バリアフリーや障がい者等への理解を深めてもらうことについて | 積極的に進めた方がよい　91％現状で十分である　　　　９％その他　　　　　　　　　０％ |
| （３）地域での話し合いに障がい者が参加できる環境づくりを進めることについて | 積極的に進めた方がよい　90％現状で十分である　　　　９％その他　　　　　　　　　２％ |
| （４）視覚や聴覚など障がいに応じた情報保障（点字、拡大文字、見やすい配色、手話等）をさらに進めることについて | 積極的に進めた方がよい　93％現状で十分である　　　　７％その他　　　　　　　　　０％ |
| （５）高齢者や子育て世帯など様々な人に向けたバリアフリー情報をお互いに共有できるようにすることについて | 積極的に進めた方がよい　87％現状で十分である　　　　13％その他　　　　　　　　　０％ |
| （６）バリアフリー施設の優良事例や取組みを紹介したり、奨励するなど、バリアフリー社会への積極的な取組みをさらに一般に周知させることについて | 積極的に進めた方がよい　86％現状で十分である　　　　13％その他　　　　　　　　　１％ |
| （７）施設の計画段階から障がい当事者が参画するなど、施設のバリアフリー化に向けた取組みをさらに進めることについて | 積極的に進めた方がよい　90％現状で十分である　　　　９％その他　　　　　　　　　２％ |
| （８）様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うという「心のバリアフリー」の普及をさらに進めることについて | 積極的に進めた方がよい　92％現状で十分である　　　　７％その他　　　　　　　　　１％ |

４．その他「バリアフリーの街づくり」に対する意見（一部抜粋）

・　車椅子使用者の介護者に対する社会的、経済的配慮の必要性の意見。

・　市町村財政の厳しい中での民間、地域住民が参加した街づくりの必要性の意見。

・　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例に対して、より実態に即したものへの改正の意見。

・　公共施設等の計画には当事者を参加させ、よりよい街づくりを図ってほしい。

・　分かりやすい物理的な改善があるとバリアフリーが実感できると思う。

・　バリアフリーに積極的な自治体・企業とそうでないところの差がとても大きい。

・　バリアフリー対応するために負担が増える場合も考える必要がある。

（意見の特徴）

○　課題や今後必要なものを尋ねるにあたり、各項目に自由記述欄を設けたが、どの項目においても普及啓発活動の必要性を挙げる意見が目立った。

○　また、その人の個性、属性に個々に対応することの重要性、難しさを挙げる意見も多く寄せられた。

## （４）今後の検討課題と提案内容

アンケートによる意見収集の結果を踏まえ、取組みテーマごとに今後必要なことをまとめ直し、次のように提案内容及び取組み提案の追加・更新を行った。

＜取組みテーマ及び見直し後の提案内容＞

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 普及啓発、県民運動として重点化を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (1) バリアフリー教育の充実～障がい者理解やバリアフリーの必要性、思いやりの心を自然に身につける教育の充実～ | ア　地域や学校におけるバリアフリー教育の充実 |
| イ　皆が相互に尊重し合う地域づくり |
| (2) 多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進～障がい当事者の相互理解を越え、多様な人が住むのが当然の街づくり～ | ア　障がい当事者間の相互理解促進と県民への呼びかけ |
| イ　事例の収集と県民への情報提供 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| ハード整備等、一定時間を要するが、可能な範囲で推進を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (3) 安心して出かけられる「街」の実現を目指して～日常的な危険回避から、災害発生時にも移動や社会参加が確保される街へ～ | ア　皆が共有できるバリアフリー関連情報の充実 |
| イ　駅舎等の公共交通機関や道路のバリアフリー化 |
| ウ　バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備 |
| エ　情報バリアフリーの推進と当事者自らによる発信 |
| オ　災害時を見据えたハード整備や災害時の要配慮者への支援体制 |

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 既存の制度の見直しや活用などにより推進を図るもの |  | 取組みテーマ | 提案内容 |
| (4) 条例適合率・遵守率向上に向けた取組み～条例の実効性を高め、遵守させる仕組みづくり～ | ア　整備基準の見直し、制度面を含めた事業者等の動機付け向上策検討 |
| イ　先進事例の共有 |
| ウ　改修改築事例の増加とバリアフリー化の必要性 |
| エ　社会情勢を踏まえた条例的同条件等の見直しについて |
| (5) 施設の計画段階における関係者の参画～障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点からの「みんなのための施設整備」～ | ア　公共的施設整備での率先的な取組み |
| イ　関係者（施設設計者等）への研修 |
| ウ　障がい当事者を含む関係者の参画 |
| エ　先進事例の共有 |

# ４　提案内容の詳細

（１）バリアフリー教育の充実

|  |
| --- |
| ○見直しの視点　バリアフリー教育については、人権の視点を重視することを前提として、学校等の教育現場だけでなく、企業、地域などにおいても、積極的に取組みを推進する。併せて、学校関係者（教育者）のほか、医療関係者、交通事業者などの取組みへの働きかけも必要である。また、「心のバリアフリー」や、障がいのある人への社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという「障がいの社会モデル」について、多くの人が理解できるよう取組みを充実する。特に、「共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育（※）システム構築に向けた特別支援教育の推進」の取組みが進められていることなどを踏まえ、自然にバリアフリーを学べるようにしていくことが望ましい。このほか、バリアフリー教育の実施に当たり、参考とできるような情報提供の仕組みがあることが望ましい。※　インクルーシブ教育　共生社会の実現に向け、すべての子どもが、できるだけ同じ場で共に学び、共に育つことを目指す取組み |

ア　地域や学校におけるバリアフリー教育の充実

学校等の教育現場においては、障がい者や高齢者との交流なども含め、人権の視点を踏まえ、自然に「心のバリアフリー」を理解できるよう取組みを充実する。

教育現場だけでなく、企業、地域においても自発的にバリアフリー教育の実践を行う。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）地域での自発的なバリアフリー教育の実施 | 県民 |
| （イ）普及啓発に関する事業者との協働の実施 | 県民・事業者・行政 |
| （ウ）活動の中で地区社協やボランティア団体との連携 | 県民・事業者・行政 |
| （エ）各活動における障がい当事者との連携の推進 | 県民・事業者・行政 |
| （オ）小中学校や高校生向けバリアフリー教育の充実 | 県民・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　好事例などの情報共有による学校教育や県保健福祉事務所での取組み

・　優良取組みへの顕彰(例：神奈川県バリアフリー街づくり賞)

イ　皆が相互に尊重しある地域づくり

バリアフリーの推進には皆が関心を持つことが不可欠である。皆が「障がいの社会モデル」を理解し、相互に尊重し合える地域づくりを推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）地域の関係者が一緒に行うイベントや協働の取組みを通した気づきと実践の推進 | 県民 |
| （イ）障がいの社会モデルについての啓発 | 行政 |
| （ウ）地域において多様な人が繋がる場づくり | 県民・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　地域で様々な交流が行うことのできるイベントの開催。

・　空き家を活用したサロン。

（２）多様な人が住まう「街」への気づき、障がい者理解の推進

|  |
| --- |
| ○見直しの視点　障がい当事者間、障がい者や高齢者の間など、それぞれの人の属性に関わらず、継続して、相互理解の促進を図る必要があり、取組みを強化する。地域での取組みや意思決定の際に、当事者参画の視点を重視する必要があり、また、セミナーなどの講師を障がい当事者に依頼するための窓口があることが望ましい。バリアフリーを取り巻く状況の変化に伴い、様々な障がいに対応できるよう事例の収集が必要である。また、ハード面の設備においては、当初の目的に沿った運用という視点が重要である。 |

ア　障がい当事者間の相互理解促進と県民への呼びかけ

障がい者や高齢者など、それぞれの人の属性に関わらず、相互理解の促進を図る。

点字ブロック上の障害物撤去や、障害者用駐車場（障害者等用駐車区画）、みんなのトイレの適正利用に向けた県民への呼びかけを行う。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）障がい当事者間や障がい者・高齢者等の相互理解の促進  | 県民・行政・事業者 |
| （イ）点字ブロック・駐車場・みんなのトイレ等の適正利用の呼びかけ | 県民・行政・事業者 |
| （ウ）障がい当事者を講師としたセミナー研修の実施 | 県民・行政・事業者 |

（取組み事例・支援事業）

・　交通事業者等が実施する「声かけ・サポート」運動

　　鉄道等を利用される方が安全に安心して施設を利用できるよう、お困りの方に対して係員から積極的にお声かけを行うとともに周囲の方からもお声かけにご協力いただく取組み。

・　カラーバリアフリー普及啓発(アドバイザー派遣、相談事業、パンフレット等)

・　一都三県による障害者用駐車場の適正利用の普及啓発

　　※　障害者用駐車場適正利用の普及啓発リーフレット

イ　事例の収集と県民への情報提供

様々な障がいに対応するため、事例の収集及び情報提供を推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）トイレの情報提供やオープン利用に取り組むＮＰＯ法人との協働 | 県民・行政・事業者 |

（取組み事例・支援事業）

・　バリアフリーマップ（トイレ情報）の充実化　NPO法人Check等

一般利用者が更新、閲覧可能な日本全国の多機能トイレ情報をインターネット上で共有するサービス「Check A Toilet」を構築 (携帯電話等の利用可)

・　オープントイレプロジェクト（NPO法人Check）

「誰もが気軽に借りることができる」多機能トイレ、一般トイレをインターネットや店舗・施設の入口に貸出しサイン（※）を掲示する事業（元町・中華街・山下地区で開始）

※　店舗の入口に掲示するトイレの貸し出しサイン

（３）安心して出かけられる「街」の実現を目指して

|  |
| --- |
| ○見直しの視点　公共交通機関や不特定多数の方が利用する公共的施設など設備面のバリアフリー化については継続して行う必要がある。また、障がい種別に応じた情報提供の取組みを強化・推進するが、今後は施設等のバリアフリー情報だけでなく、様々な人が持つ知識や経験を相互に情報共有できることが望ましい。 |

ア　皆が共有できるバリアフリー関連情報の充実

障がい者、高齢者、乳幼児連れの方など、誰もが安心して出かけるための支援として、バリアフリーマップなどのバリアフリー関連情報の充実を図る。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）バリアフリーマップなどバリアフリー関連情報の充実 | 行政・事業者・県民 |

（取組み事例・支援事業）

・　県ホームページでのバリアフリーマップ情報

・　施設管理者によるバリアフリー状況の提供

・　バリアフリーマップ（トイレ情報）の充実化　NPO法人Check等（再掲）

一般利用者が更新、閲覧可能な日本全国の多機能トイレ情報をインターネット上で共有するサービス「Check A Toilet」を構築 (携帯電話等の利用可)

イ　駅舎等の公共交通機関や道路のバリアフリー化

障がい者、高齢者、乳幼児連れの方など、誰もが安心して出かけるため、駅舎等の公共交通機関や道路のバリアフリー化を推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）公共交通機関、道路等のバリアフリー化の推進 | 行政・事業者 |

（取組み事例・支援事業）

・　条例の整備基準に基づく整備推進

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

・　優良事例への顕彰(バリアフリー街づくり賞)

ウ　バリアフリー、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備

学校、福祉施設、商業施設など不特定多数の方が利用する公共的施設について、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した施設整備を推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）公共的施設のバリアフリー化の推進 | 行政・事業者 |

（取組み事例・支援事業）

・　条例の整備基準に基づく整備推進

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

・　優良取組みへの顕彰(バリアフリー街づくり賞)

エ　情報バリアフリーの推進と当事者自らによる発信

障がい者や高齢者などのコミュニケーションの円滑化のため情報バリアフリーを推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）情報バリアフリー・アクセシビリティの推進 | 行政・事業者 |
| （イ）当事者からの発信・受信の円滑化によるコミュニケーションの円滑化 | 行政・事業者 |

（取組み事例・支援事業）

・　点字、拡大文字、見やすい配色、手話など、障がい者や高齢者などの利用特性に配慮した情報保障の推進

オ　災害時を見据えたハード整備や災害時の要配慮者への支援体制

　災害時を見据え、避難所に指定された施設等の各関係施設のバリアフリー化（出入口、スロープ、トイレ等）を推進する。

　災害時に備え、日頃から、高齢者や障がい者等要配慮者に関する情報を把握するとともに、災害時において円滑な誘導ができるよう、地域で支え合う支援体制を確立する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）各関係施設のバリアフリー化の推進 | 事業者・行政・県民 |
| （イ）地域・市町村・県それぞれの要配慮者支援体制の整備 | 行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

・　県では、「要配慮者支援マニュアル作成指針」を作成し、災害時における市町村の要配慮~~援護~~者支援の取組みを促進

・　市町村では、災害時における高齢者、障がい者などの安全確保を図るため、「避難行動要支援者名簿」を作成するとともに、「個別計画」を策定

・　自閉症の人たちのための防災ハンドブック－支援する方へ―より

(出展:社団法人日本自閉症協会)



（４）条例適合率・遵守率向上に向けた取組み

|  |
| --- |
| ○見直しの視点　条例については社会情勢を踏まえた見直しが必要である。また、関心を高めるために、条例の普及啓発の強化が必要。 |

ア　適合・遵守に関する事業者教育、動機付け等

条例の実効性を高め、遵守させる仕組みづくりを検討する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）設計関係者への研修の実施 | 事業者・行政 |
| （イ）バリアフリーアドバイザー等の派遣 | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　福祉のまちづくり研修会

・　適合証交付施設の公表（適合証を交付した施設をホームページで公表）

・　優良取組みへの顕彰(バリアフリー街づくり賞)

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

イ　先進事例の共有

建築、設計の際の参考とするため、条例適合建築物を共有する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）良い事例の共有 | 事業者・行政 |
| （イ）優れた取組みの表彰 | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　適合証交付施設の公表（適合証を交付した施設をホームページで公表）

・　優良取組みへの顕彰(バリアフリー街づくり賞)

ウ　改修改築時のバリアフリー化事例の増加

新築だけでなく、改築、改修時においてもバリアフリー化が必要である。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）良い事例の共有 | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

エ　社会情勢を踏まえた条例適合条件等の見直し

条例（※）の整備基準については社会情勢を踏まえた見直しが必要である。

|  |
| --- |
| ※　神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例バリアフリーの街づくりに関して、県・事業者・県民それぞれの役割、基本方針、公共的施設の整備基準（通路の幅員や段差の解消などについて）などを定め、バリアフリーの街づくりを進めて福祉社会の実現に資することを目的としています。 |

（５）施設の計画段階における関係者の参画

|  |
| --- |
| ○見直しの視点　適切な工程での障がい当事者の参画を推進する。 |

ア　公共的施設整備での率先的な取組み

施設整備にあたっては、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点が必要であり、計画段階での関係者の参画による公共的施設整備を推進する。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）公共的施設、道路等のバリアフリー化の推進 | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　公共的施設のバリアフリー化の推進（再掲）

・　アドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

イ　設計関係者への研修の実施

　設計関係者への研修を行うことにより、計画段階での関係者の参画による公共的施設整備の必要性の理解を図る。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）設計関係者への研修の実施 | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　福祉の街づくり研修会の実施

ウ　障がい当事者を含む関係者の参画

当事者参画を実施することにより、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点を踏まえることを施設整備だけでなく、様々な取組みの中で進める。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）障がい当事者を含む関係者の参画 | 事業者・行政 |
| （イ）当事者による施設検証の取組み | 事業者・行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　当事者を含むアドバイザー派遣（カラーバリアフリー含む）による既存施設のバリアフリー化

エ　先進事例の共有

計画段階での関係者の参画を行い、障がい者、高齢者、子どもなど多様な視点を踏まえて整備がされた施設の共有を行う。

| 取組み提案 | 実施主体 |
| --- | --- |
| （ア）良い事例の共有 | 事業者・行政 |
| （イ）優れた取組みの表彰 | 行政 |

（取組み事例・支援事業）

・　優良取組みへの顕彰(バリアフリー街づくり賞)

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議　開催状況

○県民会議（平成25年1月から平成31年3月まで）

第５回　平成25年１月11日

・県民会議の運営

・県民会議からの提案書の発信と検証

・部会委員の選出

第６回　平成25年６月18日

・今後の県民会議の活動

・部会の設置・運営

第７回　平成25年11月８日

・バリアフリーフェスタの開催

・提案書に対する意見収集状況

・モニタリングの実施

第８回　平成26年６月13日

・県民会議の取組み状況と今後の方向性

・みんなのバリアフリー街づくり条例の見直し

第９回　平成27年３月20日

・県民会議の取組み状況

第10回　平成27年７月22日

・県民会議の運営

・第３期県民会議の活動

第11回　平成28年３月28日

・県民会議の取組み状況

第12回　平成28年11月25日

・県民会議の取組み状況

・整備基準の見直しについて

・障害者理解の促進について

第13回　平成29年３月30日

・バリアフリーフェスタについて

・県民会議の今後の取組みについて

第14回　平成29年９月27日

・県民会議の運営

・第４期県民会議の活動

・県民会議からの提案書の見直しについて

第15回　平成30年３月29日

・バリアフリーフェスタについて

・県民会議からの提案書の見直しについて

第16回　平成30年12月21日

・県民会議の取組み状況

・県民会議からの提案書の見直しについて（報告）

第17回　平成31年３月29日

・

○県民会議調整部会

平成30年度第１回　平成30年６月22日

・調整部会の運営等

・提案書の見直しについて

平成30年度第２回　平成30年12月21日

・県民意見の収集状況について

・提案書の見直し案について

平成30年度第３回　平成31年２月21日

・県民意見の収集状況について

・提案書の見直し案について

|  |
| --- |
| 神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議　委員名簿（平成31年３月現在）（五十音順） |
| 氏　　名 | 所　属　等 | 調整部会委員 |
| 東　耕太郎 | 東日本旅客鉄道株式会社横浜支社　総務部企画室部長 |  |
| 石川　清貴 | 公益社団法人商連かながわ　副会長 |  |
| 猪俣　秀哉 | 公益財団法人神奈川県生活衛生営業指導センター　専務理事 |  |
| 今井　朝子 | フリーランス・ユーザーリサーチャー |  |
| 岩村　恒由 | 公益財団法人神奈川県老人クラブ連合会　事務局長 |  |
| 大原　一興 | 横浜国立大学大学院都市イノベーション研究院　教授 | (部会長）○ |
| 小木曽　正子 | 公募委員 | ○ |
| 小堤　健司 | 一般社団法人神奈川県バス協会　常務理事 | ○ |
| 金子　修司 | 一般社団法人神奈川県建築士会　会長 | ○ |
| 河原　雅浩 | 公益社団法人神奈川県聴覚障害者協会　事務局長 | ○ |
| 桑波田　謙 | 公募委員 | ○ |
| 小山　遊子 | 日本チェーンストア協会関東支部 |  |
| 斉藤　進 | 産業能率大学情報マネジメント学部　非常勤講師 |  |
| 鈴木　治郎 | ＮＰＯ法人神奈川県障害者自立生活支援センター　理事長 | ○ |
| 鈴木　孝幸 | ＮＰＯ法人神奈川県視覚障害者福祉協会　理事長 | ○ |
| 滝澤　広明 | 一般社団法人日本民営鉄道協会　運輸調整部長 | ○ |
| 塚田　操六 | 公益社団法人かながわ住まいまちづくり協会　専務理事 |  |
| 中野　泰志 | 慶應義塾大学経済学部　教授 | (副部会長)○ |
| 寺島　隆之 | 社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会　地域福祉推進部長 |  |
| 西川　和朗 | 公益財団法人神奈川県身体障害者連合会　監事 | ○ |
| 野口　富美子 | 神奈川県手をつなぐ育成会　副会長 | ○ |
| 三上　弘良 | 一般社団法人神奈川県タクシー協会　常務理事 |  |
| 吉富　多美 | 認定ＮＰＯ法人神奈川子ども未来ファンド　理事 | ○ |
| 若林　伸二 | 神奈川県旅館ホテル生活衛生同業組合　専任事務局長 | ○ |

神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議設置要綱

（設置）

第１条　障害者や高齢者をはじめとするすべての県民が安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、又は、社会に参加することができるバリアフリーの街づくりに関し、「神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例」を実効あるものとし、もってバリアフリーの街づくりの実現を図るため、「神奈川県バリアフリー街づくり推進県民会議（以下、「県民会議」という。）」　を設置する。

（所掌事務）

第２条　県民会議は、次の事項について協議する。

 (1)　バリアフリーの街づくりに係る県民からの意見の収集に関する事項

 (2)　バリアフリーの街づくりの推進に関する事項

 (3)　バリアフリーの街づくり施策等の評価に関する事項

 (4)　バリアフリーの街づくり施策等の県民への情報提供に関する事項

 (5)　その他バリアフリーの街づくりのために必要な事項

（委員）

第３条　県民会議の委員は、バリアフリーの街づくりに関する学識経験を有する者等から選定した者24名程度をもって構成する。

２　県民会議の委員の任期は、選任の日から２年間とし、再任は妨げない。ただし、公募により選任された委員については、案件により引き続き同一の委員から意見聴取等を行う必要がある場合、公募を行ったが適任者を選任できなかった場合等、県民会議の運営上やむを得ない場合を除き、再任しないものとする。

３　委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（座長及び副座長）

第４条　県民会議に、座長及び副座長を置く。

２　座長は、県民会議の委員の互選により選任する。

３　座長は、会務を総理し、県民会議を代表する。

４　副座長は、県民会議の委員の中から座長が指名する。

５　副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、その職務を代行する。

（会議）

第５条　県民会議は、座長が招集し、その議長となる。

２　県民会議は、県民会議の委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

３　県民会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、座長の決するところによる。

（部会の設置）

第６条　県民会議に特定の課題について検討を行う部会（以下「部会」という。）を置くことができる。

２　部会に属すべき委員は、県民会議の委員の中から座長が指名する。

３　部会に部会長、副部会長を置く。

４　部会長は、部会の委員の互選により選任し、副部会長は部会の委員の中から部会長が指名する。

５　部会長は、部会会務を掌理し、部会の経過及び結果を県民会議に報告する。

６　県は、部会において必要があると認めたときは、県民会議の委員以外の者を部会の委員として選任することができる。

（関係者の意見聴取等）

第７条　県民会議及び部会において、必要があると認めたときは、その議事に関係のある者の意見及び説明を聴取することができるほか、資料の提供を求めることができる。

（会議の公開）

第８条　県民会議及び部会は、原則として公開とし、公開の方法等については、別に定める。

（庶務）

第９条　県民会議の庶務は、福祉子どもみらい局福祉部地域福祉課及び県土整備局建築住宅部建築指導課において処理する。

（補則）

第10条　この要綱に定めるもののほか、県民会議の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

　　　附　則

１　この要綱は、平成22年10月１日から施行する。

２　この要綱の施行後、最初に委嘱された委員の任期は、平成24年９月30日までとする。

　　　附　則

この要綱は、平成24年10月１日から施行する。

　　　附　則

この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

　　　附　則

１　この要綱は、平成26年８月１日から施行する。

２　この要綱の施行時、現に選任されている委員の任期は、第３条第２項の規定にかかわらず、平成27年３月31日までとする。

　　　附　則

この要綱は、平成30年４月１日から施行する。